

## 生活環境課からのお知らせ

☎ 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217 ☎ 0857-20-3045 ✉ kanky@city.tottori.lg.jp

### シリーズ 4Rのすすめ【第5回】

#### ■段ボールコンポストをご紹介します

生ごみを堆肥化する方法のひとつの段ボールコンポスト。鳥取市では材料購入費の一部補助を行っています(市報7月号に掲載)。

#### ●段ボールコンポストとは

段ボールで容器をつくり、園芸用資材(ピートモス・もみ殻くん炭)と生ごみを混ぜ、微生物などの力で堆肥化する方法です。

#### ●特徴

- ・電気を使わず環境にやさしい
- ・室内に置いて管理ができる
- ・手に入りやすい材料で安価に作ることができる

日々の管理が大切ですが、生ごみの大幅な減量につながります。熟成期間を含め、約4カ月で堆肥ができます。

容器の作り方や管理方法などの詳細につきましては、本市公式ホームページをご覧ください。生活環境課までお問い合わせください。

### 学ぼう!エコ研修会

とき 8月27日(月) 13:00~17:00

ところ 鳥取県東部環境クリーンセンター、鳥取市人権交流プラザ

内容 家庭でできる生ごみの減量・堆肥化方法「段ボールコンポスト」やリサイクル施設見学を行い、4R・食品ロスについて学びます。

参加費 無料

募集 8月20日(月)までに問い合わせ先まで

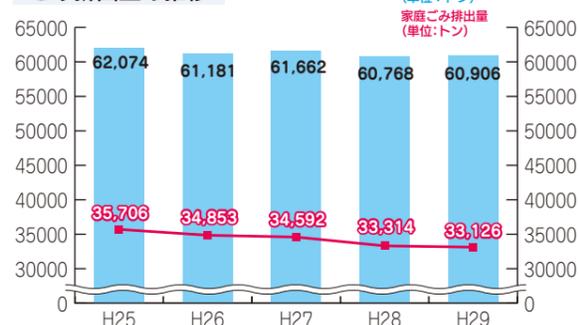
### 平成29年度鳥取市のごみ量についてお知らせします

平成29年度の本市のごみ総排出量(家庭から出るごみと事業所から出るごみの合計)は60,906トとなり、前年度の60,768トから138トの増量となりました(前年度比約0.2%増)。

そのうち、家庭ごみ排出量は33,126トとなり、前年度の33,314トから188トの減量となりました(前年度比0.6%減)。

今後も引き続き、ごみの減量にご協力ください。

#### ごみ排出量の推移



#### 乾電池・蛍光管の収集

鳥取地域の次の乾電池、蛍光管の収集は8月1日(水)~7日(火)の小型破碎ごみの収集日です。乾電池は透明または半透明の袋に入れ、蛍光管は壊れないよう購入時のケースなどに入れて、出してください。

### 鳥取地域の祝日のごみ収集

※鳥取地域以外については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民福祉課(☎12ページ)までお問い合わせください。

8月の収集日は、お盆の時期を含め、平常どおりとなっています。

| 月日                | 可燃ごみ  | 古紙類 | ペットボトル | プラスチックごみ | 食品トレイ資源ごみ<br>小型破碎ごみ |
|-------------------|-------|-----|--------|----------|---------------------|
| 8月11日(土)<br>(山の日) | 収集します |     |        |          | 収集地区はありません          |

※ごみを出すときは必ず収集曜日を守り、午前8時までに出してください。ただし、自然災害(台風、大雨、洪水、大雪、地震など)の恐れがある場合は、身の安全に十分配慮し、危険または困難な場合は次回の収集日(安全な日)に出すようにしてください。

### こども発達支援センターの愛称募集

☎ こども発達支援センター(〒680-0053 寺町150) ☎ 0857-20-3204 ☎ 0857-20-3905

✉ kodomo-hattatsu@city.tottori.lg.jp

こども発達支援センターの趣旨がよく表現され、オリジナリティあふれる愛称を募集します。

方法 応募用紙を使用し、持参、郵送または電子メールにより応募

締切 8月24日(金)必着

応募先 こども発達支援センター 愛称募集係

応募用紙は、本市公式ホームページからダウンロードするか、当センター・本庁舎総合案内所・駅南庁舎総合案内・中央保健センター(さざんか会館)・各総合支所でお求めください。

※採用作品の応募者に、記念品を贈呈します。

※こども発達支援センターの概要は市報7月号に掲載。

## 住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額制度

☎ 駅南庁舎固定資産税課 ☎ 0857-20-3424 ☎ 0857-20-3401

改修工事が完了した年の翌年度1年間に限り、床面積120平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の2分の1を減額します(通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は2年間)。

1. 対象となる家屋  
昭和57年1月1日以前に建てられた住宅
2. 対象となる工事  
(1) 現行の耐震基準に適合すること(昭和56年6月1日施行の建築基準法)  
(2) 耐震改修の費用が50万円を超えること  
(3) 平成25年1月1日から平成32年3月31日までに完了した改修であること
3. 減額を受けるための手続き  
次の書類を工事完了後3カ月以内に、固定資産税課家屋係へ提出してください。  
1. 固定資産税減額申告書  
2. 当該耐震改修に要した費用を証する書類  
3. 増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書\*

※住宅耐震改修証明書の発行については、建築指導課(☎0857-20-3282)にご相談ください。

#### ◆長期優良住宅化リフォームを行った場合

平成29年4月1日から平成32年3月31日までに完了した上記の耐震改修により、長期優良住宅に認定された場合には、工事が完了した年の翌年度1年間、床面積120平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の3分の2を減額します(通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、改修工事完了年の翌年度から2年間、1年目は3分の2、2年目は2分の1を減額します)。前記申請書類に長期優良住宅認定通知書の写しを添付してください。

(注) これら減額措置を受けることができるのは1戸につき1度に限りです。他の減額措置と重複して受けることはできません。また、都市計画税は減額になりません。詳しくは固定資産税課家屋係までお問い合わせください。



## ふるさと鳥取市で暮らそう! 鳥取市Uターン支援登録制度

☎ 鳥取市移住・交流情報ガーデン ☎ 0857-30-6631 ☎ 0857-30-6662

✉ info@tottori-iju-garden.jp ☎ http://www.tottori-iju-garden.jp/

毎年多くの若者が進学・就職などにより県外へ転出し、その数は転入者を上回っています。一度県外に出てしまうと、鳥取市の求人などの情報が得にくいという状況があり、鳥取市にUターンすることに不安を感じている人も少なくありません。

「Uターン支援登録制度」は、登録された人に「仕事」「住まい」「暮らし」など、必要な情報を継続して提供し、移住の実現に向けてサポートしていく制度です。

対象 県外在住でUターンを希望される人、またはそのご家族(市内在住可)など。

※登録されると、「仕事」「住まい」「暮らし」など、鳥取市の最新情報を1年間継続して提供します(更

新可)。登録することで、移住定住相談員によるサポートや、就職活動の際の交通費補助などを受けることができます。

#### 登録方法

「Uターン支援登録制度登録票」に必要事項を記載のうえ、郵送・ファクシミリ・電子メールでお申し込みください。また、鳥取市移住・交流情報ガーデンの窓口、もしくはホームページからも申し込みができます。

※申込書の用紙など詳細については、お問い合わせください。



## 新たな自主防災会助成事業

☎ 本庁舎危機管理課 ☎ 0857-20-3127 ☎ 0857-20-3042

自主防災会を対象とした新たな助成事業をスタートします。地域の防災力を高めるためにぜひご活用ください。

|        | 防災資機材等整備   | 小型可搬式ポンプ整備  |
|--------|--|---|
| 補助対象者  | 自主防災会(鳥取市自主防災会連合会へ「自主防災会結成届」を提出している団体)                             |   |
| 補助事業内容 | 災害時に必要な防災資機材等の整備(消火用具類・救出救助器具類・救護用具・被服類・通信器具類・防災倉庫・発電機・投光機など)      | 小型可搬式ポンプの整備(新規購入または更新) ※更新の場合は設置から概ね20年以上経過していること |
| 補助率    | 10/10  | 3/4   |
| 補助金の上限 | 基本割 50,000~110,000円<br>世帯割 世帯数×300円<br>※基本割は世帯数に応じ、世帯割は加算条件ありでの合算額 | 150万円   |